

令和 6 年 度

久留米市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

久留米市監査委員

令和6年度 久留米市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の種類

久留米市監査基準第4条第1項第13号の規定に基づく審査

2 審査の対象

令和6年度久留米市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点・主な実施内容

この財政健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条の規定に基づき、市長から提出された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、比率の算定は適正に行われているかを主眼として実施した。

なお、この審査は、久留米市監査基準に準拠して行った。

4 審査の実施場所及び日程

監査委員室、監査委員事務局執務室・会議室

令和7年8月8日から令和7年9月5日まで

5 審査の結果

(1) 総合意見

財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率は次表のとおりとなり、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため、該当数値はない。実質公債費比率は前年度と同値であり、将来負担比率は、将来負担が生じていないため、該当数値はない。法令に定める早期健全化基準も大幅に下回っており、今回の指標を見る限りでは、市の財政は「健全段階」の範囲にあるものと認められる。

財政健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	対前年度差 (ポイント)	早期健全化 基準	備 考
① 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
② 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
③ 実 質 公 債 費 比 率	3.5%	3.5%	0	25 %	
④ 将 来 負 担 比 率	—	3.8%	—	350 %	

(注1)：①実質赤字比率 及び ②連結実質赤字比率は、その算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、これらの比率については「—」と表示される。

(注2)：④将来負担比率は、その算定結果が「プラス」の場合のみ数値が表示され、「マイナス」の場合の比率については「—」と表示される。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の額）に対する比率である。本年度の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率の該当数値は無いが、本市においてこの比率の算定対象となる会計とその状況は、次表のとおりである。

(単位：千円・％・ポイント)

項 目	令和6年度	令和5年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	1,011,356	770,134	241,222
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	66,151	125,549	△ 59,398
① 分子（一般会計等実質収支額合計）	1,077,507	895,683	181,824
② 分母（標準財政規模）	75,079,508	73,275,606	1,803,902
①／②	+1.43	+1.22	0.21

(注)：「+」は、黒字の状態を意味する。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、公営企業に係る特別会計等を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

本年度の連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率の該当数値は無いが、本市においてこの比率の算定対象となる企業会計を含む全会計の実質収支額又は資金不足額若しくは剰余額は次表のとおりである。

(単位：千円・％・ポイント)

項 目	令和6年度	令和5年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	1,011,356	770,134	241,222
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	66,151	125,549	△ 59,398
国民健康保険事業特別会計 実質収支額	394,781	1,045,045	△ 650,264
競輪事業特別会計 実質収支額	624,375	538,985	85,390
市営駐車場事業特別会計 実質収支額	5,195	9,206	△ 4,011
介護保険事業特別会計 実質収支額	143,531	138,341	5,190
後期高齢者医療事業特別会計 実質収支額	178,841	152,790	26,051
水道事業会計 資金不足・剰余額	5,981,621	5,266,779	714,842
下水道事業会計 資金不足・剰余額	2,689,550	3,302,297	△ 612,747
卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	14,906	14,440	466
農業集落排水事業特別会計 資金不足・剰余額	8,247	11,246	△2,999
特定地域生活排水処理事業特別会計 資金不足・剰余額	10,730	12,463	△1,733
産業団地整備事業特別会計 資金不足・剰余額	0	0	0
① 分子（各会計実質収支額、資金不足・剰余額合計）	11,129,284	11,387,275	△ 257,991
② 分母（標準財政規模）	75,079,508	73,275,606	1,803,902
①／②	+14.82	+15.54	△0.72

(注)：「+」は、黒字の状態を意味する。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

本年度の実質公債費比率の算定結果は3.5%で、前年度と同値である。当比率は実質公債費比率（単年度）の過去3か年の平均値で表されるが、令和6年度の単年度の実質公債費比率は3.32%と低下したものの、3か年平均では数値の変化はなかった。なお、令和6年度（単年度）に低下した要因は、当比率を算定する際の分母が普通交付税収入額等の増加などにより増加した一方で、分子が普通会計に係る元利償還金が減少したことなどにより減少したためである。本市は、早期健全化基準の25%との比較では低い数値であり、前年度の中核市平均5.2%との比較においても良好な状態にあるといえる。

ただし、ここに示されている実質公債費比率は、一般会計から下水道事業への負担について、平成28年度以降定額で推移している繰出額が基礎となっているが、令和7年度から繰出額の増額が見込まれている。その結果、一般会計の負担額が増えることとなり、数値が悪化の方向へ変動することを付言しておく。

なお、過年度との対照については次表のとおりである。

【実質公債費比率過年度対照表】

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度差
① 元利償還金等*	12,565,860	12,716,604	13,028,727	12,649,577	12,279,195	△ 370,382
② 標準財政規模	70,294,508	73,754,152	72,378,584	73,275,606	75,079,508	1,803,902
③ 基準財政需要額算入額**	10,337,695	10,755,469	10,709,675	10,321,432	10,121,068	△200,364
④ 実質公債費比率(単年度)	3.71	3.11	3.76	3.69	3.32	△ 0.37
⑤ 実質公債費比率(3か年平均)	3.5	3.4	3.5	3.5	3.5	0

(注)：④実質公債費比率(単年度)は、「①元利償還金等* (表中では特定財源等の額を控除して表示)－③基準財政需要額算入額** (元利償還金等に係る額。以下、④将来負担比率においても同じ。)」の値を「②標準財政規模－③基準財政需要額算入額**」の値で除して求める。(小数点以下第2位まで表記) また、⑤実質公債費比率(3か年平均)は、過去3年分の「④実質公債費比率(単年度)」の値の平均を求める。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、地方公共団体が将来負担すべき実質的な債務の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

本年度の将来負担比率の算定結果は△0.0%（「△0.0%」とは、マイナスの数値を端数処理した結果、0.0%となったことを示す。）で、前年度の3.8%から3.8ポイント低下（改善）している。将来負担比率がマイナスの場合は、将来負担が生じていないため、数値は表示されない。

低下した主な要因は、当比率を算定する際の分母を構成する標準財政規模が、普通交付税収入額等の増加などにより増加した一方で、分子を構成する普通会計が負担すべき地方債残高について、地方債借入額が償還元金の額を下回ったことにより減少したことである。早期健全化基準の350%を大きく下回り、当比率の基準からすれば「良好」な数値といえる。

ただし、将来負担比率についても③実質公債費比率と同様に、一般会計から下水道事業への負担について、令和7年度から繰出額の増額が見込まれている。その結果、一般会計の負担額が増えることとなり、数値が悪化の方向へ変動することを付言しておく。

なお、前年度との比較は、次表に示すとおりである。

【将来負担比率前年度対照表】

(単位：千円・％・ポイント)

項 目	令和6年度	令和5年度	対前年度差
① 将来負担額	165,103,850	170,996,026	△ 5,892,176
② 充当可能財源等	165,137,345	168,584,667	△ 3,447,322
③ 標準財政規模	75,079,508	73,275,606	1,803,902
④ 基準財政需要額算入額	10,121,068	10,321,432	△ 200,364
⑤ 将来負担比率	△ 0.0	3.8	△ 3.8

(注1)：⑤将来負担比率は、「①将来負担額－②充当可能財源等」の値(分子)を「③標準財政規模－④基準財政需要額算入額」の値(分母)で除して求める。

(注2)：⑤将来負担比率は、数値がマイナスの場合を含めて、小数点以下第2位を切り捨てて表示している。

令和6年度 久留米市資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

久留米市監査基準第4条第1項第14号の規定に基づく審査

2 審査の対象

令和6年度久留米市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点・主な実施内容

この経営健全化に関する審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条の規定に基づき、市長から提出された本市の公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、比率の算定は適正に行われているかを主眼として実施した。

なお、この審査は、久留米市監査基準に準拠して行った。

4 審査の実施場所及び日程

監査委員室、監査委員事務局執務室・会議室

令和7年8月8日から令和7年9月5日まで

5 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、いずれの会計も資金不足は生じておらず、当比率の算定上は良好な状態にあると認められる。引き続き、財政及び経営の健全性確保に努められたい。

特 別 会 計 の 名 称	令和6年度 資金不足比率	令和5年度 資金不足比率	経営健全化 基準	備 考
水道事業会計	—	—	20 %	地方公営企業法 適用企業 (宅地造成事業以外)
下水道事業会計	—	—		
卸売市場事業特別会計	—	—		地方公営企業法 非適用企業 (宅地造成事業以外)
農業集落排水事業特別会計	—	—		
特定地域生活排水処理事業特別会計	—	—		
産業団地整備事業特別会計	—	—		地方公営企業法 非適用企業 (宅地造成事業)

(注)：資金不足比率は、資金不足額（剰余額）又は実質収支の算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、この比率については「—」と表示される。